今回のテーマ　*令和 2 年度税制改正大綱（法人税・消費税）*

＊＊

昨年末に、令和 2 年度税制改正大綱が公表されました。法人税、消費税につき、従前の取扱いと異なる主な改正は次のとおりです。

1.　法人税

(1)　連結納税制度からグループ通算制度へ（R4.4.1 以後開始事業年度）

100%グループ全体を一つの納税単位とする連結納税制度に代えて、各社ごとの単体申告としつつ、損益通算等の調整を行う仕組みとするグループ通算制度が導入されます。これにより事務作業の軽減等が図られます。

(2)　グループ通算制度への移行に伴う単体納税制度の見直し（R4.4.1 以後開始事業年度）

上記(1)のグループ通算制度への移行に伴い、下記制度の見直しが行われます。なお、グループ通算制度の適用の有無は関係なく、項目によっては 100%グループ内の法人にも限られていませんので、すべての法人に影響を及ぼすことになります。

制度・項目	改正前	改正後	主な影響
受取配当等の益金不算入制度			
関連法人株式等に係る負債利子控除額	原則法又は簡便法	関連法人株式等に係る配当金額の 4%相当額（負債利子額の 10%を上限）	計算の簡素化による作業の軽減等
関連法人株式等、非支配目的株式等の判定	各法人の保有割合で判定	100%グループ内の法人全体の保有割合で判定	100%グループ内で同一銘柄の株式等を有する場合、株式区分の変更に伴い益金不算入額の増加の可能性
寄附金の損金不算入制度			
資本金基準限度額の計算基礎	資本金等の額	資本金額と資本準備金の額の合計額	「資本金等の額」と「資本金＋資本準備金」の額が異なる場合には、損金算入限度額が増加又は減少
貸倒引当金の損金算入制度			
100%グループ内の法人間の金銭債権	繰入対象	繰入対象外	繰入限度額の減少
資産の譲渡に係る特別控除制度			
特別控除限度額（5,000 万円）	各法人ごと	１００%グループ内	特別控除限度額の減少

(3)　大企業における税額控除制度の設備投資要件の厳格化（R2.4.1 以後開始事業年度）

①　研究開発税制等⇒国内設備投資額＞減価償却費×30%（改正前：10%）

②　賃上げ投資促進税制⇒国内設備投資額＞減価償却費×95%（改正前：90%）

(4)　中小企業者等の少額減価償却資産に係る損金算入特例制度の要件の厳格化（R2.4.1 以後取得等）

適用対象法人の従業員数要件が 500 人以下（改正前：1,000 人以下）とされます。

2.　消費税

(1)　確定申告期限の延長（R3.3.31 以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間）

法人税の確定申告期限の延長の特例を受けており、税務署長に届出書を提出した場合には、消費税の確定申告期限を 1 か月延長することができます。

＊＊